

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日
の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

規 則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年六月鳥取県条例第二十三号)の施行期日は、昭和四十一年七月一日とする。

告 示

鳥取県告示第三百三十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。
(委託事務の範囲)

第二条 米子市は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、米子都市計画米子駅前通り土地地区調整事業に係る調査事務(以下「委託事務」という。)を鳥取県に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、米子市の負担とし、米子市は、あらかじめ、これを鳥取県に納付するものとする。

2 前項の経費の納付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が米子市長(以下「市長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、事業計画案その他委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を市長に送付しなければならない。

第四条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、鳥取県歳入歳出予算に計上し、分別して経理するものとする。

第五条 知事は、各年度において委託事務の執行に係る予算に残額を生ずる見込みのある場合は、あらかじめ、その理由を付して市長に見積書を提出し、その了解を得てこれを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として使用するものとする。この場合において、知事は、当該年度の出納閉鎖後、すみやかに、繰越金の生じた理由を附記した計算書を市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 知事は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により、出納長

から決算書の提出を受けたときは、その日から三週間以内に当該決算書に基づき、委託事務についての計算書を作成し、市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第七条 知事は、委託事務の管理及び執行について必要がある場合又は市長の申し出がある場合は、連絡会議を開くものとする。

(規程等改正の場合の措置)

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される鳥取県の条例、規則その他の規程を新しく制定しようとするとき、又はその全部若しくは一部を改正しようとするときは、知事は、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十一年七月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価二冊二ヶ月三百円(送料を含む。))

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十一年五月 十日	山内内科医院	米子市西福原西原第百九十一番地	内科	山内 俊春
昭和四十一年五月三十一日	木村医院	米子市東倉吉町六十八番地	皮膚科、泌尿器科、外科、性病科	木村 良一

鳥取県告示第三百四十号

昭和四十一年一月十八日付で八幡中央土地改良区から申請のあつた新
たに行なおうとする土地改良(農道及び農用地造成)事業については、審
査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第
百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定
により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石 岐 二 朗

一 縦覧期間

昭和四十一年六月三十日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡東伯町大字八幡 八幡中央土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可 発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥取県公報(号外)第36号(昭和41年6月30日)